

2007「北方領土の日」管内住民大会「北方領土返還」の叫びを内外へ！

2月7日、根室市総合文化会館で管内住民大会が開催されました。

中学生弁論大会では別海町より中西別中と上西別中の2名が弁論を発表、4位5位に入賞。

いずれも返還への思い、内外に発信しようという決意あふれる弁論でした。北方領土学習の成果が間違いなく現れていると実感いたしました。

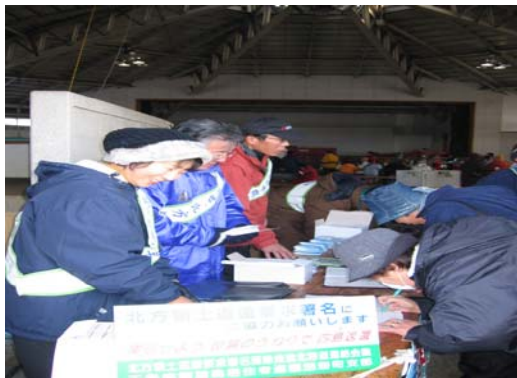
アトラクションのあと、文化会館の広場に参加者約1,000名全員が集結し、千島連盟河田根室支



部長、青連協役員の力強い“ロシア政府への怒りと返還の叫び”に呼応し、凍れるような風の中シュプレヒコールが響きわたりました。

ただ別海町民の参加が少なくないへん残念でした。平日開催など、なかなか参加できない事情もあると思いますが、こうした大会でひとりでも多くの会員の声を届けようではありませんか。

啓発署名活動 2/4ふゆとぴあ 2/11白鳥まつり



ふゆとぴあ、白鳥まつりでは多数の会員の参加により啓発と署名活動を行ないました。

白鳥まつりではペンを持つ手に雪が積もる中、苦肉の策のビニール袋で覆いをして実施。両大会主催者には激励と活動PRをしていただきました。



訪問事業希望とりまとめについて

平成19年度の訪問事業に参加ご希望の方は、希望調書を期日までにご提出ください。自由訪問・ビザなしは3/23必着、墓参は4/13必着です。

北方領土問題現地青年の集い 2/24

【主催】千島連盟本部主催、青連協主管

【日時・場所】2/24(土)15:00~17:30

木田根室副支庁長、飯島別海町総務部長、真籠総合政策課長のご臨席をいただき管内後継者約50名が郊楽苑に集い事業報告、意見交換などを行ないました。



←①報告「ビザなし訪問における対話集会の取り組みについて」濱屋青連協事務局長

ビザなし訪問を「新たな返還運動に変えたい」昨年9月管内後継者が国後島を訪問し、ロシア人と意見交換を行なった。「共住」をテーマに、不安に思うこと、克服すべきことを参加者ひとり一人が紙に書き（KJ法）、共同作業で意見を集約していく。



②後継者による語り部 副部長 池田氏↓
沿岸漁業者として現状を憂い、怒り訴える。地域経済の根幹を揺るがす死活問題である。元島民の望郷の想いに加え、国民の問題として返還を要求していかなければならない。



③グループ討議

「今、私たち後継者に何ができるか？」↓



活発な討議が行なわれた。政府や議員連盟への働きかけ、メディアを上手く活用する。議論のままで終わらせない。行動することが求められている。

四島交流使用船舶基本構想に関する調査研究について

千島連盟が要請していた元島民の高齢化等に配慮した安全性と居住性に優れた四島への渡航船舶の確保について、現在入札に応じる2隻の船舶の老朽化に伴う事故の発生や事業頓挫の可能性、四島および根室の港湾事情なども鑑み平成17年から政府で調査研究が行なわれてきました。

政府は調査研究結果をもとに本年8月を目処にいずれの選択肢をとるか決定したいとしています。

あとかぎ

- ★ 現地青年の集い、皆さんご苦労様でした。集いの中で有志の声かけで「祈りの火」維持管理のための募金活動を行い、約3万円を根室市に募金しました。「祈りの火」は北方領土返還を願い納沙布岬に灯されています。
- ★ 「現地青年の集い2」会員の皆さんの日頃思っていることを直に聞くことができました。あまりにも長い歳月、結果が見えない。怒りと歯がゆさ、忍耐ばかりです。でも子供たちの世代に更にこの問題を先送りしたくはないと思う日々です。
- ★ 4月8日に中標津町で青連協定期総会を開催します。青年部員には別途案内を同封いたします。大勢の参加を期待します。(A)

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（北特法）の一部を改正する法律の概要について

このたびの北特法の一部改正による北対協融資制度の改正点の概要をお知らせします。

※施行日は平成20年4月1日です。資格の証明等、運用上の詳細が明らかでないため、現時点で該当するか否か個別には断定できませんが、不明な点については是非お問合せください。

1 主な改正内容

次の(1)(2)により新たに「北方地域旧漁業権者等」に該当する者となると、漁業その他の事業又は生活に必要な資金の融資を独立行政法人北方領土問題対策協会から受けることができるようになります。

(1) 元居住者の居住要件の緩和

昭和20年8月15日まで引き続き6ヶ月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であって、次に掲げる者は、「元居住者」として、新たに「北方地域旧漁業権者」に該当する者となります。

- ① 昭和20年8月15日以前6ヶ月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者
- ② 昭和20年8月15日後に北方地域で出生した者

(2) 生前承継を補完するための新たな死後承継

「元居住者」又は「旧漁業権者からの死後承継者」が生前承継の指定をすることなく死亡した者の融資資格を承継することができます。

(注) 融資資格を承継するためには、当該死亡した者が主としてその子又は孫の収入によって生計を維持していた場合に限られます。(※1人に限る)

さらに、当該死亡した者の子及び孫のうちに「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者からの死後承継者」に該当する者がある場合には融資資格の承継を受けることができません。

2 その他

- (1) この法律の施行日は、平成20年4月1日です。
- (2) 生前承継の指定を受けた者が1により新たに「元居住者」となった場合、当該指定をした「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者からの死後承継者」は、施行日以後は生前承継の指定をしていないものとみなされます。
- (3) 次の場合においては、当該死亡した者の死亡当時の子及び孫は、その融資資格を継承することができません。
 - ①「元居住者」又は「旧漁業権者からの死後承継者」が平成8年9月30日以前に死亡した場合
 - ② 1により新たに「元居住者」に該当する者が法の施行日前に死亡した場合